

平成28年第1回

浅川清流環境組合議会臨時会会議録

平成28年4月15日

浅川清流環境組合議会



平成28年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回臨時会

出席議員	.....	1
欠席議員	.....	1
出席説明員	.....	1
議事日程	.....	1
開会・開議	.....	3
議席の指定	.....	3
会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
(議案上程)		
議案第7号	浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第8号	浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第9号	浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第10号	浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
閉会	.....	7



平成28年

## 浅川清流環境組合議会会議録

第1回臨時会

日時 平成28年4月15日（金）午後2時

場所 東京自治会館

### 出席議員（12名）

1番	奥住匡人君	2番	谷和彦君
3番	峯岸弘行君	4番	秋山薫君
5番	木村徳君	6番	さの久美子君
7番	本橋たくみ君	8番	幸野おさむ君
9番	鈴木成夫君	10番	田頭祐子君
11番	中根三枝君	12番	小林正樹君

### 欠席議員（0名）

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪冬彦君	副管理者	井澤邦夫君
副管理者	西岡真一郎君	会計管理者	真島均君
事務局長	高野賢司君	総務課長	小坂彰久君
事業課長	設楽尚人君	総務課主幹	花野彰彦君
事業課事業係長	二宮達郎君		

### 会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	青木哲哉君	書記	大原亮君
----	-------	----	------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形忍

速記者 小倉純一君

### 議事日程（第1号）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

（議案上程）

- 日程第4 議案第7号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋山薫君） 皆さん、こんにちは。

これより、平成28年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

日程に入る前に、日野市議会選出の2名の議員が今回の臨時会より交代いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

最初に奥住匡人議員、お願いいたします。

○1番（奥住匡人君） 皆さん、こんにちは。

日野市議会から選出されました奥住匡人でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（秋山薫君） ありがとうございます。

続いて、谷和彦議員、お願いいたします。

○2番（谷和彦君） こんにちは。

日野市議会より選出されました谷和彦と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（秋山薫君） ありがとうございます。

続きまして、説明員に異動がありましたので、事務局より新任職員の紹介をお願いいたします。

○事務局長（高野賢司君） 4月1日付の人事発令に伴います説明員の変更を御報告申し上げます。

浅川清流環境組合同規約第10条第2項の規定により、会計管理者は、管理者の属する構成団体の会計管理者をもって充てることになっております。4月1日付日野市の人事発令で会計管理者に真島均が就任いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

また、事務局職員にも変更がございます。総務課課長補佐、花野彰彦が総務課主幹に昇任しております。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（秋山薫君） ありがとうございます。

---

○議長（秋山薫君） これより、日程第1、議席の指定の件を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

○議長（秋山薫君） これより、日程第2、会議録署名議員の指名の件を議題といたします。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において、8番幸野おさむ議員、9番鈴木成夫議員を指名いたします。

---

○議長（秋山薫君） これより、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（秋山薫君） これより、議案第7号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第8号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成28年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を開催していただきます。よろしく願い申し上げます。

まず初めに、昨夜、九州熊本地方を中心に大きな地震が発生しました。夜が明けて、時間の経過とともに被害状況が明らかになりつつあります。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念するものでございます。一部事務組合の長として一言申し上げさせていただきます。

それでは、議案第7号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をするものであります。

次に、議案第8号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をするものであります。

次に、議案第9号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をするものであります。

以上、3議案の詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 事務局長でございます。

議案第7号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第8号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第9号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の3議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項の改正を同様に行うものでありますので、3議案をまとめて御説明申し上げます。

議案第7号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。

新旧対照表の左側、新のほうでございます。第1条、目的、「この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、」として、地方公務員法の条文を引用しております。右のページ、旧、現行の条例では、第24条第6項としております。地方公務員法が改正されまして、地方公務員法第24条第2項が削除されております。条例で引用している第6項が第5項に繰り上げられて、項ずれが生じているため、引用する条項を改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

下から2行目、付則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第8号、浅川清流環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の2ページをお開き願います。こちらは改め文で御説明いたします。

本文3行目、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。付則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。先ほどの議案第7号と全く同じでございます。

次に、議案第9号、浅川清流環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の2ページをお開き願います。こちらも改め文で御説明いたします。

本文3行目、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。付則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。こちら先ほどの議案第7号、第8号と全く同じ改正内容となるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより議案第7号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、次に議案第8号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、次に議案第9号の質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、これをもって本3件の質疑を終結いたします。

議案第7号について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第7号の件は原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第8号について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(秋山薫君) これより、議案第10号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第10号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正により、新たな人事評価制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第10号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

右側、旧の第4条「勤務評定書に基づきその職員の勤務成績が良好でない」と認められる場合又はこのことを実証するに足る客観的事実がある」を左側、新の第4条でございます。「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない」に改めるものでございます。

平成26年に改正された地方公務員法は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る観点から、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入と分限事由の明確化が規定されております。

本条例第4条は、職員の降任、免職、休職といったいわゆる懲戒処分ではない分限処分について、分限事由の1つとして、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合と明確化したものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

下から2行目、付則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（秋山薫君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって平成28年第1回浅川清流環境組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時15分閉会



地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 秋 山 薫

署 名 議 員 幸 野 お さ む

署 名 議 員 鈴 木 成 夫